

令和5年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和5年5月16日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第1号 専決処分の報告について
- 5 報告第2号 専決処分の報告について
- 6 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 7 議案第58号 広尾町税条例の一部改正について
- 8 議案第59号 広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 9 議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 10 議案第61号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 11 議案第62号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄

併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 長 補 佐
 住 民 課 長
 住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 保 健 福 祉 課 参 事
 兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長
 健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長
 保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長
 兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長
 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長
 兼 豊 似 保 育 所 長
 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 農 林 課 長
 兼 町 営 牧 場 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐
 建 設 水 道 課 長
 建 設 水 道 課 長 補 佐
 建 設 水 道 課 長 補 佐
 兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長
 港 湾 課 長
 港 湾 課 長 補 佐

木 村 正 樹
 坂 田 邦 昭
 山 岸 直 宏
 鎌 田 直 慎
 楠 本 直 美
 村 中 晃 央
 三 浦 直 子
 宝 泉 一 大
 保 坂 一 也
 宝 泉 大
 村 上 洋 子
 保 坂 一 也
 三 浦 直 子
 浜 頭 力
 浜 頭 力
 佐 々 木 み ゆ き
 舩 田 光 恵
 舩 田 光 恵
 金 石 輝 義
 金 石 輝 義
 及 川 隆 之
 及 川 隆 之
 室 谷 直 宏
 山 田 雅 樹
 寺 井 真
 三 上 昌 樹
 川 崎 幸 一
 寺 井 真
 安 岡 伸 弘
 須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長
 管 理 課 長
 管 理 課 長 補 佐
 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

菅 原 康 博
 山 畑 裕 貴
 三 浦 弘 樹
 山 岸 達 也

社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事	浅 野 愛 海

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から報告2件、議案6件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
初めに、1点目の人事異動についてであります。
本年4月1日付の異動件数は49件でありまして、そのうち昇格は9名であります。係長職から課長補佐職へ2名、係から係長職へ7名であります。採用者数は4名で、一般行政職1名、保育士1

名、保健師1名、再任用職員1名であります。

職員数であります。4月1日現在、役職別で、課長職16名、補佐職15名、係長職52名、係66名の計149名となり、昨年4月1日の職員数と比較して4名の減となりました。

なお、異動後の機構につきましては、別添の資料機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、美幌海産干場法面保護工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町字野塚772番地2、高堂建設株式会社南十勝支店、取締役南十勝支店長佐々木守であります。

契約額は4,345万円でありまして、工期は令和5年4月20日から令和5年12月22日までであります。

工事の概要であります。施工場所は美幌地区であります。

工事の内容は、のり面保護工事一式であります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組、有限会社田中建設、株式会社ホリタ、アカイシ建設株式会社、株式会社三浦建設の7業者をもって入札を行い、落札率は98.1%であります。

次に、3点目の火災の発生についてであります。

令和5年第2回臨時会以降、1件の火災が発生しております。その状況について報告いたします。

4月21日金曜日午前10時30分頃、字紋別12線83番におきまして、敷地内の空地を焼損する火災が発生しております。

出火原因は、ごみ焼きの火の粉が風で飛び火し、直近の枯れ草へ引火、空地289平方メートルを焼損しております。

この火災で広尾、大樹の消防職員と団員合わせて23名、広尾、大樹車両6台が出動し、同日午前11時14分に鎮火しております。

なお、死傷者及び建物等の被害はありませんでした。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第14号）を専決処分したものでありまして、別紙にお示ししたとおりであります。

専決処分の理由であります。基金の繰入金及び積立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和5年3月31日であります。

次の3ページの令和4年度広尾町一般会計補正予算（第14号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,318万5,000円を減額し、79億2,835万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページの歳入であります。

お手元の事項別明細書も併せてご覧いただければと思います。

令和4年度一般会計の事項別明細書であります。事項別明細書は3ページからになります。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

16款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の利子収入、振替運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJークレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項の寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金についてであります。減債基金は、全体予算の調整により繰入金を1億2,000万円減額するもので、国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館管理運営基金及び森林環境振興基金は、歳入歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

20款諸収入、5項雑入につきましては、中川一郎記念館での記念誌販売収入の減額でありまして、基金整理に関わるものを整理したものであります。

21款1項町債につきましては、過疎対策事業債の減額でありまして、事業費の確定及び配分の確定に伴い整理をするものであります。

次に、歳出であります。

2款1項総務管理費であります。財務管理費につきましては基金積立金の整理、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴う整理であります。

3款1項社会福祉費につきましては、寄附金の確定に伴う整理であります。

5款農林水産業費につきましては、Jークレジット売払い手数料、町有林整備事業及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う基金積立金の整理であります。

9款1項教育総務費につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定に伴い、教育振興基金積立金

の追加を行ったものであります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

次に、議案書の7ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

過疎対策債事業債について整理したものであります。

町債の合計から110万円を減額し、4億7,697万9,000円とするものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第2号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第7号）を専決処分したものでありまして、別紙にお示ししたとおりであります。

専決処分の理由であります。介護給付費準備基金の積立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和5年3月31日であります。

10ページの令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第7号）であります。

第1条は歳出予算の補正で、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

次のページの補正の歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費を31万5,000円減額し、3款1項基金積立金を同額追加するものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第6 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名につきましては、広尾終末処理場修繕・改築工事であります。

契約額は2億748万2,000円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区北7条西15丁目28番11号、水 i n g エンジニアリング株式会社北海道支店、支店長吉本昌央であります。

工事の概要であります。

施工場所は、広尾郡広尾町並木通東4丁目、広尾終末処理場で曝気装置等の更新であります。

予定工期は、本議案の議決後、令和7年3月19日までであります。

指名業者等の状況についてであります。水 i n g エンジニアリング株式会社北海道支店、新栄クリエイト株式会社、株式会社西原環境北海道支店の3業者をもって入札を行いまして、落札率は96.3%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第58号～日程第8 議案第59号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第58号 広尾町税条例の一部改正についてと日程第8、議案第59号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。
13ページからであります。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方税法等が令和5年3月31日に改正、公布されたことに伴い、本町において改正法令を引用する条例をそれぞれ改正するものであります。

最初に、議案第58号 広尾町税条例の一部改正の主な内容であります。

1つ目が、森林環境税の導入に伴う関係条項の整理であります。

2つ目が、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限の延長であります。

3つ目が、同じく軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例となっているところであります。

次に、20ページの議案第59号であります。広尾町都市計画税条例の一部改正についてであります。

内容であります。法改正により項のずれが生じたことによる文言の整理が主なものであります。

詳細につきまして、担当課長より補足説明いたさせますので、議決方よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

- 1、住民課長（楠本） それでは、広尾町税条例の一部改正及び広尾町都市計画税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。また、施行日については、改正条項により異なります。

それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、内容に沿って条文の改め、追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の1ページ、1、広尾町税条例の一部改正です。

1の町民税関係です。

（1）、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてですが、森林環境税導入に伴う改正で、控除し切れなかった控除額があるときは「還付又は翌年の町民税若しくは未納分の町民税に充当」、それに加えて「森林環境税の納入」に充てることができるとするもので、施行日は令和6年1月1日となっております。

続きまして、（2）、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、扶養親族申告を給与支払い者を經由して提出する場合において、前年の申告内容と異動がない場合は、「異動がない」と記載することで記載事項を簡素化できるとするもので、施行日は令和7年1月1日となります。

(3)、個人の町民税の徴収の方法等については、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するもので、森林環境税を均等割を賦課徴収する場合に合わせて賦課徴収するという改正、(4)の町民税の納税通知書につきましては、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加するとする改正、(5)、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収については、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むとする改正で、(3)から(5)については、施行日は、いずれも令和6年1月1日となっております。

(6)、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、飛んでいただきまして、(10)、法人の町民税の申告納付、ページをめくっていただきまして、(11)、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、改正内容が同趣旨で、施行規則様式の新設に伴うものでして、QRコード等対応の様式が新たに追加されたことによる改正でございます。いずれも、令和5年4月1日適用とするものでございます。

戻っていただきまして、(7)、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額の繰入れについては、給与の特別徴収から普通徴収に変更した場合、未納の普通徴収分へ充当する場合、森林環境税へも充当できるとする改正、(8)の公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収については、特別徴収により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むとする改正、(9)は年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れで、年金特徴から普通徴収に変更した場合、未納の普通徴収分へ充当する場合、森林環境税へも充当できるとする改正です。(7)から(9)まで、いずれも施行日は令和6年1月1日でございます。

飛んでいただきまして、次のページ、(12)の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、終了年度を令和6年度から令和9年度まで3年間延長するもので、適用日は令和5年4月1日でございます。

次に、(13)の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてですが、適用期限を3年間延長し、令和8年度までとする改正で、適用日は令和5年4月1日でございます。

次に、2の市町村たばこ税関係ですが、(1)、たばこ税の申告納付の手続、(2)のたばこ税に係る不足税額等の納付手続、いずれも施行規則様式の新設に伴う規定の整備で、QRコード等対応による改正であり、適用日は令和5年4月1日となっております。

続きまして、3の固定資産税額関係ですが、(1)は読替規定でありまして、令和3年度における改正規定の施行に伴いまして条項の読替えを行うもの、次のページ、(2)の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については法律改正に合わせて項ずれの反映、(3)、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については法律改正に合わせて改正するもので、いずれも令和5年4月1日適用でございます。

次に、4番目の軽自動車税関係でございますが、(1)、種別割の税率につきましてはミニカー区分から三輪以上の特定小型原付、いわゆるキックボードを除外するもので、施行日は令和5年7月1日、(2)、軽自動車税の環境性能割の非課税については臨時的軽減措置の期間が延長したことによる規定の削除で、適用日は令和5年4月1日です。

(3)、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてと、飛んでいただきまして次のページ、(7)の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、同趣旨の改正でありまして、一部の自動車メーカーによる燃費性能に係る不正行為について、納税不足額に加算する割合を100分の10から100分の35に変更する改正です。いずれも施行日は、令和6年1月1日となっております。

戻っていただきまして、(4)の軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、臨時的軽減措置に係る規定の削除、次のページをめくっていただき、(5)、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましてはグリーン化特例の期限延長でして、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車の軽減率75%について期間を3年間延長し令和8年3月31日まで、2020年度基準プラス10%達成車は、これは営業車に限りませんが、軽減率25%を2年延長して令和7年3月31日までとするもの、(6)の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については前条の項を削ったことに伴う規定の整備で、(4)から(6)まで、いずれも令和5年4月1日適用となっております。

次に、都市計画税条例の一部改正ですが、法律改正に合わせて項ずれの反映による改正でして、適用日については令和5年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第58号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第59号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号と議案第59号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第58号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第59号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第60号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正の趣旨であります。

1つ目として、賦課限度額の引上げの改正であります。

2つ目は、所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。

3つ目は、国保税率の改正でありまして、北海道に納付金を納めるために必要な本町の国保税率が標準保険税率として道より示され、その税率に令和3年度から3年かけて改正するものでありまして、本年はその3年目の年に当たる改正であります。

詳細につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の28ページをご覧ください。

1つ目と2つ目の改正につきましては、地方税法施行令の改正によるものでございます。

まず、1つ目ですが、賦課限度額の改定であります。

国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれて課税されていきます。今回は、このうち後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に改正するものでございます。

2つ目ですが、保険税の軽減対象となる所得基準額を引き上げる改正でして、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がされるうち、今回は5割軽減と2割軽減の基準額を改正するものであり、5割軽減につきましては、軽減判定所得を28万5,000円から29万円に、2割軽減は52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

次のページをご覧ください。

3つ目ですが、国保税率の改正であります。これにつきましては、北海道に納付金を納めるため

に必要となる本町の国保税率に激変緩和に配慮しつつ令和3年度から3か年かけて近づけるもので、今年はその3年目の年に当たる改正でございます。

次のページをご覧ください。

本町の国保税率の推移ですが、今回改正したいとする税率は、表の右端、太枠の令和5年度の部分となります。

まず、所得割につきましては、医療分、後期支援分、介護分合わせて11.94%から12.70%となり、0.76ポイントの増となります。

続きまして、被保険者一人一人に係る均等割でございますが、医療、後期、介護合わせて4万4,200円を4万6,400円とするもので、2,200円の増となるものです。

次に、一番下の世帯に係る平等割ですが、医療、後期支援、介護合わせて3万7,000円から3万8,000円とするもので、1,000円の増となるものでございます。

右側の欄をご覧ください。令和5年分として、北海道より示された保険税率です。北海道に納付金を納めるために必要とされる本町の標準保険税率を示しております。比較をしていただきますと、北海道が示す税率に本町の改正案が追いついていないのが分かります。その分については、引き続き基金を取り崩して補填をすることになります。

その下の欄をご覧ください。国保の基金残高の経過と今後の見込みです。令和2年度末に一般会計から基金に1億円を積み立てました。令和3年度決算から会計の赤字分について基金を取り崩して補填をしてきましたが、令和4年度も決算見込みで約2,000万円程度の繰入れが予想されます。令和5年度以降の決算からは見込みとなりますが、北海道への納付金額がこのまま推移されとすると、その後も2,000万円前後の不足が予測され、令和8年度の赤字は基金をもって補填できないことが想定されるということになります。

次のページをご覧ください。

改正の影響について各モデル世帯で説明申し上げます。

表の一番上、年金収入の単身世帯の例です。右の表の改正案ですが、金額にして600円の増から1万6,300円の増、現行と比較して2.9%から4.7%の増となります。

1つ飛んでいただきまして、表の一番下をご覧ください。夫婦2人世帯の給与所得者で妻が専業主婦の場合ですが、1,600円から最大で3万8,300円の増、現行と比較して4.3%から6%の増となります。

次のページをご覧ください。

表の一番上、夫婦2人、子ども2人の4人世帯で、子どもが未就学児以外の場合ですが、現行と比較して2,500円から4万8,100円の増、率にして4.2%から5.9%の増となります。

また、その下の表、子どもが未就学児の場合は、現行と比較しまして2,100円から4万6,600円の増、率にして4.3%から5.9%の増となります。

1ページ飛んでいただいて、34ページをご覧ください。

令和5年度国民健康保険税の税率改正による試算の比較です。令和4年度課税実績を基に改正後の試算をしております。

左の欄ですが、基礎課税分の課税額については、表の一番下の欄で、改正後の額1億4,315万5,000円で495万2,000円の増と見込んでおります。

次に、真ん中の表で後期支援分は、一番下の欄を見ていただきたいのですが、4,645万円で227万1,000円の増、右の欄、介護納付金分の改正後の額1,703万2,000円で、145万8,000円のそれぞれ増となる見込みであります。

合わせまして868万1,000円の国保税の増となる試算となっております。

補足説明は、以上です。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 議案資料の30ページでありますけれども、この中で広尾町の国保税率の推移、平成29年度から令和5年度までの数値がそれぞれ載っております。この中で、例えば均等割については、平成29年度2万4,000円が今年度の提案では2万8,500円ということなのですがけれども、全国の自治体からの要請があつて、令和2年度から未就学児、6歳までについてはこの均等割が2分の1という形で緩和されておりますけれども、ただ、7歳からは通常の1被保険者当たりはこの金額が課税されるということであれば、いわゆる子育て支援といえますか、それに逆行するような形でありますけれども、これについてどのように検討されているのか。

それから、もう一つですけれども、その下の平等割、平成29年度2万7,000円が令和元年度2万3,600円に減額されております。これは、当初の説明では所得割を引き上げることによって平等割を下げますという提案で順次下がってきたのですけれども、また令和3年度以降少しずつ上がっておりますけれども、この理由についてご説明いただきたいと思います。

それと、先ほどの均等割の関係なのですけれども、未就学児、要するに6歳までの2分の1の、いわゆる緩和されている被保険者数ですね。全国では全体の20%と言われておりますけれども、本町の場合、何人程度になっておられるのか、これも付け加えてご説明いただきたいと思います。

あと、今回、十勝管内でもこの時期、この国保税率の改定の条例改正を提案されているかと思うのですけれども、確定している令和4年度の管内における医療、支援分、介護分の所得割税率、それから均等割、それぞれ十勝管内で本町の令和4年度における順位、それと併せて最低の町村と金額、最高の町村と金額、これも含めてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） まず、1点目の子育て世帯の応援という部分で均等割2分の1を、今、国保のほうも税率は2分の1になっております。子育て世代の医療の負担の軽減といえますか、その支援につきましても、医療費の支援とか医療給付というようなことで別の支援を行っておりますの

で、そういったことでこれは保険料については2分の1の均等割の緩和ということで、そこは子育て支援に配慮されているのかなというふうに考えております。

それと、次の平等割の関係なのですけれども、平等割、最初は2万7,000円から低所得者ですとか単身世帯のお年寄りとかを配慮した保険税の設定ということで、応能のほうに多く振り分けるような設定を行ってきておりましたが、北海道が示す標準保険税率を見ていただくと、かなり本町の税率が北海道が示すものと乖離しているということが分かります。それで、極端ではないのだけれども、少しずつ平等割のほうも増やしていつて北海道の示す保険税率に近づけるというのが、一つの目的というか、上げてきた経緯となっております。

それと、次の未就学児の広尾町の被保険者数なのですけれども、国保の被保険者で未就学児の数は現在33名というふうになっております。

それと、管内の本町の順位ですね。所得割については管内で2番目、均等割については6番目、平等割については15番目というようになっておりまして、最高は、所得割は芽室町が1番、均等割については士幌町が1番目ですね。金額も申しますね。所得割、芽室町が1番で12.44%、均等割が士幌町が1番で5万5,000円、それと平等割が浦幌町が1番で4万2,000円となっています。ただ、今、3方式を浦幌町についてはまだ資産割と4方式取っておりますので、ちょっとこの比較は一概には言えないのだけれども、現在のところそういった順位といいますか、管内の状況となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この資料にもありますけれども、標準保険税率、北海道に納めるために必要な保険税率ということで、毎年、標準税率といいますか、それが北海道のほうから示されるかと思うのだけれども、実際今の説明でいきますと、十勝管内でいけば、以前からもそうなのだけれども、更別村が例えば医療費分ではもう3.5%とかという非常に低い数字、南十勝で平均しても4%台止まりなのですね、本町が7.76%ですけれども。そういった意味で、非常に十勝が所得割の税率では2番目という非常に高いところでありまして、均等割についても被保険者の数が多いとそれだけその世帯の負担が増しますし、とりわけ子どもの数が多い世帯にとっては、6番目という部分で非常に負担増につながっていくかというふうに思うのです。例えば浦幌町なんかは3万円までいいない金額でなっていますし、そういった意味で十勝管内の状況を比べて広尾町がちょっと高い位置にあるわけなのだけれども、その点の例えば改善点とか、今後の課題の整理についてどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 本町の税率は、北海道の示した税率と比較いたしましても、応能割合に多

く振られているため、低所得者や単身世帯の年金生活の方々には負担が行きにくい配慮をされた税率というふうに考えております。

今回、改正にもなりますが、低所得者に関しては軽減判定というような措置も行っておりますので、将来的に基金の残高等を考えたときに、国保の財政を安定させていくためには、こういった若干のご負担をいただく改正というのが必要なのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手議員。

1、11番（旗手） 今後の基金の積立ての計画といたしますか、どういうふうに考えていらっしゃるのか説明をお願いします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 基金の関係のご質問でございます。

先ほど課長のほうから説明しましたとおり、令和2年に1億円の国保基金を積みさせていただきました。その経過については説明のとおりでありまして、今ご議論をいただいております保険税率の改正等も含めて、なるべく極端な率の値上げにならないような形での改正を今後も考えております。

基金の関係につきましては、表にありますとおり、令和7年までは何とかこの今の基金を使ってできるという状況でありますけれども、8年以降基金ではできないということになりますので、この段階までの中で検討はしてまいりますけれども、まずは国保税率の改定も含めて、先ほど来申し上げておりますとおり、現在の、今のこの改正につきましても、本来令和5年度で北海道に納めるべき率とはまだ乖離をしている状況でございまして、これらも含めて改正も含めて検討していく中で、今後の課題としていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これより議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行されたところ

ろであります。今回の改正は、後期高齢者支援金に係る賦課限度額が2万円引き上げられ、国保医療分、介護納付金分を合計すると、現行の102万円から104万円になります。平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると1.68倍、42万円もの大幅な引上げとなっております。

加えて、所得割の税率で合計で11.94%から12.7%に、引上げ率は前年度比6.4%、均等割が合計で4万4,200円から4万6,200円に5%の引上げなど、4人家族の標準世帯で450万円の給与収入世帯では5.7%の引上げとなっております。

さらに、管内的に見ても、本町の所得割税率は2番目と高い状況にあります。今日の物価高で家計を直撃し、今夏には電気料金がさらに引上げが予定されるなど、加えて今の住民生活は厳しさを増しております。

また、年金がマクロ経済スライドで減額される下で、昨年10月からは所得金額200万円を超える単身世帯の負担が1割から2割に倍増されるなど、高齢者並びに被保険者の負担増は回避すべきものであります。

よって、本一部改正に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、萬亀山ちず子議員、登壇願います。

1、3番（萬亀山） 議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で発言いたします。

私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

現在の広尾町の国保税率は北海道が示す標準保険税率を下回っており、このままでは北海道への納付金が不足することから今回の改正で税率が引き上げられるものですが、それでも不足する分については、加入者の負担軽減として基金からの補填を行うものとなっております。

また、税率の設定は、応能負担など低所得者層に十分配慮されたものとなっております。賦課限度額については、地方税法に基づき改正を行うもので、中間所得層の負担軽減を図る上でも必要な改正となっております。

さらに、軽減判定所得が引き上げられることから、低所得者に配慮されたものとなっており、今回の国保税の改正についてはやむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第60号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第61号～日程第11 議案第62号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第61号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてと日程第11、議案第62号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第61号及び議案第62号について提案説明を申し上げます。

最初に、議案第61号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,177万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を73億9,626万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書は3ページであります。

最初に、補正の歳入であります。

14款2項2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金であります。7目農林水産業費国庫補助金は、野塚交流館の整備事業に係る補助金であります。

18款1項繰入金、財政調整金繰入金は、全体予算調整のため1,000万円を繰入れするものであります。まちづくり基金繰入金は、基金へ積み立てたふるさと納税を活用し、野塚交流館整備事業へ充当するものであります。森林環境振興基金繰入金は、基金へ積み立てた森林環境譲与税を活用し、野塚交流館整備事業へ充当するものであります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は、4ページであります。

2款1項総務管理費は、当初予算で計上しております第2ふ頭避難階段照明灯整備工事について、材料費等の高騰により58万9,000円を追加するものであります。

3款1項社会福祉費は、介護サービス事業特別会計繰出金の追加であります。2項児童福祉費は、子育て世帯生活支援特別給付金及び給付に係る事務費の追加であります。

5款2項林業費は、野塚交流館整備事業の追加であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

なお、事業の詳細につきましては、担当室長、課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第62号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,876万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億276万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」でお示しをするものであります。

次のページ、補正の歳入であります。

2款繰入金は、特別養護老人ホーム改築事業のうち、町債対象外の経費の財源として一般会計から繰入れをするものであります。

5款町債は、改築事業に係る介護サービス事業債及び過疎対策事業債であります。

次のページの補正の歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、施設改築のための基本・実施設計委託料及び建設予定地にある旧丸山保育所の解体工事並びにアスベスト調査委託料の追加であります。

以上で、議案第61号及び議案第62号の提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、私のほうからは、事項別明細書の3款2項6目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について、議案資料により説明させていただきます。

議案資料は49ページから51ページになります。

それでは、まず1の目的であります、食費等の物価の高騰によりまして影響を受けている世帯の中で、特に低所得の子育て世帯に対しまして生活支援を行う観点から、国において決定されました特別給付金を支給するものであります。

次に、2の支給対象者であります、今回の特別給付金は今回で3回目の支給になりまして、1回目が令和3年度、2回目が昨年の令和4年度に支給されております。その2回目の①、令和4年度の特別給付金の支給された方が該当となります。

そして、②で、①のほか、18歳までの児童を養育する者で、昨年の令和4年1月以降に家計急変した低所得者世帯と認められた者が該当となります。

次に、3の対象児童は、平成16年4月2日から令和6年2月29日まで、来年の2月29日まで出生した児童となります。また、特別児童扶養手当の対象児童は、平成14年4月2日からとなります。

次に、4の実施主体になりますが、①、ひとり親世帯に関しては、北海道で支給事業を行います。

それと、②のそれ以外は広尾町での給付となります。

5の対象者については、広尾町での支給は昨年と同じ人数であります、70人で予算を見込んでおります。

次に、6の給付額につきましては、令和3年、令和4年度の支給と変わらない1人5万円であります。

7の申請と給付の方法ですが、基本申請は不要となっておりますが、受給拒否とあと家計急変者の方は申請をしてもらいまして、給付は口座のほうへ振込となります。

次のページになりますが、8、案内とスケジュールになりますが、①で議会終了後、申請不要の方へ案内を発送しまして、来月6月20日には支給予定としております。

あと、②、申請が必要な方になりますが、広報等で周知を行いまして、令和6年2月いっぱいまでの申請期限といたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に。

及川農林課長。

1、農林課長（及川） それでは、事項別明細書の5ページをご覧ください。

5款農林水産業費、2項5目野塚交流館費の補正予算について補足説明をさせていただきます。

あわせて、お手元の議案資料52ページの平面図をご覧ください。

今回の補正は、旧野塚小学校の校舎を活用し、町民等の交流拠点をつくり、広尾町の林業振興につなげる「集いの杜」プロジェクトを推進するため、改修工事等により施設の環境整備を行うものであります。財源は、国のデジタル田園都市国家構想交付金や基金からの繰入金を見込んでおります。

まず、事項別明細書、右の説明欄、14節工事請負費の1点目、野塚交流館改修工事2,670万8,000円の追加であります。内容といたしましては、玄関ポーチの外壁と床の改修、まきストーブとペレットストーブの設置、ストーブの設置に伴う煙突の設置と屋根の改修、カフェスペースやトイレの改修、各部屋の電灯改修など電気工事、以上が主なものとなります。

ここで、議案資料の平面図のほうをご覧ください。

ここにストーブの設置場所を示しております。まきストーブを設置する箇所にはまきと表示、ペレットストーブを設置する箇所にはペレットと表示しております。まきストーブを5基、ペレットストーブを6基、合計11基のストーブを設置するものであります。

また、まきストーブを設置する部屋には、断熱2重円筒を設置し、これに伴い、屋根の形状を一部無落雪とする改修を行うものであります。

さらに、1階右端のカフェスペースと表示している部屋には、キッチン機能を追加する工事を行うものであります。

事項別明細書5ページにお戻りいただきまして、工事請負費の2点目、野塚交流館光回線初期工事82万6,000円の追加であります。内容といたしましては、管内のインターネット環境を整えるため、アクセスポイントを3か所に設置するとともに、これに伴う配線工事等を行うものであります。

以上、工事請負費の補正額の合計が2,753万4,000円となります。

続いて、15節原材料費、補修用原材料費として145万3,000円の追加であります。内容といたしましては、各部屋を自主施工する際の材料として、コンパネや塗料、レンガなどを購入するものであります。

ここで、再度、議案資料の平面図をご覧いただきたいと思います。ここで、太線で囲った部屋、コワーキングスペース、木のおもちゃ館、くつろぎスペース、カフェスペース、以上の4部屋が自主施工を行う部屋となります。

事項別明細書5ページにお戻りいただきまして、17節備品購入費、施設備品購入費として124万円の追加であります。内容といたしましては、各部屋のカーテン、ペレットストーブ用のペレットを製造する機械、まきストーブ用のまき割り機の購入に加えまして、カフェスペースやコワーキングスペースで使用する調理器具などの備品を購入するものであります。

以上、野塚交流館費の歳出の補正額合計で3,022万7,000円となります。

次に、財源の説明を行います。

中央の補正額の財源内訳の欄をご覧ください。この特定財源のうち、上段のデジタル田園都市国家構想交付金が拠点整備タイプで1,363万円、その1つ下の推進タイプで72万6,000円をそれぞれ見込んでおります。また、まちづくり基金繰入金として、令和4年度にこの「集いの杜」プロジェクトに対し寄附をいただいた個人版ふるさと納税の額957万1,000円、さらにその下の森林環境振興基金繰入金として、令和4年度までに森林環境譲与税の残金から積み立てた380万円をそれぞれ充当することとしております。

これら施設の改修等を行うことによりまして、令和5年11月下旬頃に施設の一部をオープンし、来年の春以降には全館オープンを目指すものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第61号と議案第62号の2件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） まず、議案資料の49ページ、低所得者の子育て世帯に対する子育て新生活支援特別給付事業の関係ですけれども、この49ページの3に対象児童が令和6年2月29日までの間に出生した児童となって、51ページに要申請の支給対象者申請期限が令和6年2月29日までとなってい

るのですけれども、これ、29日に出生して即日ということの理解でよろしいのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、補正予算事項別明細書の5ページの農林水産業費、野塚交流館費の関係であります。この中で、52ページの資料を見ますとカフェスペースというのがありますけれども、1つには休憩所を兼ねた簡易的な飲食スペースとなっておりますけれども、この運営主体はどのような形で進められるのか、これについてご説明いただきたいと思います。

また、このカフェスペース、実際この飲食スペースで年間の稼働日数ですとか、あるいは入り込み数、来客数、その点についてどのように考えておられるのか。

あと、昨年度、地域おこし協力隊、林業推進員という形で2名の方がおられましたけれども、新年度は何人体制で運営されるのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

それと、次の議案第62号の介護サービス事業特別会計の関係ですけれども、1月30日に配付された資料の中で、介護職員数の推移で平成27年度、常勤職員22名、それが令和3年度12名という形になっております。現時点では令和4年度の数値も当然分かっているかと思うのですけれども、常勤職員、正規職員と、それからいわゆる会計年度フルタイム職員、それぞれの数をお知らせしていただきたいと思います。

それと、さきの議員協議会で頂いた資料で地域への説明ということで、1月30日の議員協議会をスタートにして、その後、介護保険事業計画運営推進委員会等々、全部で9か所説明されておりますけれども、説明ですから意見とか協議とかそういう場ではないかと思うのですけれども、この中でこういった意見が出されたのか、これについても、もし集約していればご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 私のほうから、議案資料の49ページと51ページの2月29日までの出生した児童の期限の部分について、同じ日だということについて説明させていただきます。

これに関しましては、51ページの申請期限、令和6年2月29日、これは生まれた日も含めまして、2月29日まで申請があったものに対してということではありますが、例えば2月29日に申請があった場合は、給付金の支給日が翌月の末までになっておりますので、昨年、その前の年もそうですが、3月の中旬までの申請は受けたいと思っております。ちょっとこの記載が分かりづらくなっておりますが、2月29日の出生までに対しては、3月中旬の申請受付としたいと思っております。

以上であります。

1、議長（堀田） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） 野塚交流館費の関係であります。

まず1点目、カフェの運営主体はということですが、今年度はプレオープンということで開始したいと考えておりまして、体制としては、地域おこし協力隊か、あるいは農林課に任用した会計年度任用職員か、いずれか1名が常駐するような形を取りたいと思っております。来年以降、本格稼働に合わせてなのですが、今、地域おこし協力隊がNPO法人を立ち上げる形で準備をしております。もし体制が整えば、来年度以降、本格稼働に合わせてそのNPO法人にこの施設の運営をお願いできないかということも、今、模索しているところであります。

カフェの年間稼働日数だったり、来客数の想定はということなのですが、今年度プレオープンをしてみて、どれぐらいの方がここを訪れて利用していただけるのかということを見据えまして、来年度以降、事業計画のようなものを立てて、きちんとどれぐらいのお客さんを見込めるのかということも組み立てていきたいと思っておりますが、今のところそこまで詳細なものはつくっておりません。

これに関わる地域おこし協力隊の人数なのですが、昨年度は2名いたのですが、1名退職しましたので、現在、地域おこし協力隊は1名となっております。それに加えて、4月に会計年度任用職員を雇用しましたので、その職員もこの「集いの杜」プロジェクトに関わるということで2名体制で行っております。引き続き地域おこし協力隊を募集しておりますので、本格稼働に向けて人数を増やして体制を充実させたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、介護職員数の内訳について説明させていただきます。

特別養護老人ホームの、令和4年度の3月末時点の数字になります。常勤が11名の内訳、正職員が2名、会計年度のフルタイムが9名となっております。パートタイム、別なのですが、11名、合わせて22名の介護職員となっております。

改築についての説明会の意見についてであります。主なものなのですが、やはりベッド数が少なくなるということで、実際不安な声も聞かれております。また、人材についてもなかなか確保できないというのも分かっている、今後そういった介護職員を確保できるのかということも意見としていただいております。

以上となります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 低所得者の子育て世帯に対する給付金の関係なのですが、住民基本台帳法では、お子さんが生まれると2週間以内に届出という規定がありますよね。ですから、そのことを踏まえて、余裕を持ってできるようにきちんとここで申請期限を直すべきではないかなと思いま

すけれども、その点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

それから、野塚交流館の関係なのですけれども、仮オープンしてからそれで今後体制を考えるとことなのですけれども、計画段階で3,000万円規模の予算を投入する事業ですから、きちっとどういった収支ですとか来客数とかという収支計画の、事前に多少の差はあっても仕方ないのですけれども、そういったものを当然つくられてからこの計画に移すべきものではないかなと。

例えば年間の入り込みが多いということで、それではNPO法人で私たちがやりますよという形になりますけれども、これがもしそうでなければ、運営自体がどういうふうになるのかなということも懸念されますし、それと単純なあれなのですけれども、2階にくつろぎスペースがありますよね。保護者などが自由にくつろげる場所ということで、かなり広い面積を有しているのですけれども、例えば、ここが合体した形であることで非常に効率的に、例えば暖房スペースも1か所で済みますし、そういった効率的なことを考えていかないと、今、先ほど言ったように地域おこし協力隊2名だけでも、年度途中で辞められたというふうに思うのです。例えば、これだけの部屋のペレットストーブ、まきストーブ、11か所あるということですから、同時に使うかどうかは別としても、この作業だけでも非常に大変ではないかなというふうに思うのです。そういった意味では、もっと効率的に合理的に計画していかないと、設備だけしたけれどもという形で、今後の運営に支障を来すのではないかなという懸念がありますし、そういった面で、2階の左側の空白の部屋がどういう形で利用されるか分からないのですけれども、その辺も含めてもう一度ご説明いただきたいと思います。

それと、特別養護老人ホームを廃止して、いわゆる地域密着型の老健施設ということなのですけれども、先ほど私、平成27年度の職員体制22名という説明を受けていますけれども、22名の正規職員と会計年度フルタイムの職員数、私、尋ねたのですけれども、説明なかったのですけれども、それを再度説明していただきたいと思います。

あと、議員協議会を含めて全部で9か所、町内会連合会の総会でも説明されましたけれども、私も説明については聞いていますけれども、特に参加者からそういった意見がなくて、聞き及ぶ程度というのですか、そういう形で終わっていますけれども、今、新聞報道等も含めて、私も3月の定例会とかで質問した関係で、複数の方からいろいろとご意見を賜っているのですけれども、そのとき私、2025年問題で75歳になる方が国内的に非常に多いというようなことで出ていますけれども、今は2025年問題ではなくて、その方たちが10年たって、例えば2035年とか2040年、そのピークのときにどういった対応をするのかということでは、前の説明では待機者が少ないからということで減らしますということなのですけれども、そのときに、例えば入所希望者が増えたといった場合に、前の一般質問でも質問しましたがけれども、陸別町みたいに10床のユニット型個室を追加したとかという、そういう形の説明をいたしましたけれども、そういったことは当然、その時々でそういった住民要望に応えられる増設の部分というのは今どのように考えておられるのか、それについても説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 低所得の子育て世帯の関係で説明いたします。

前崎議員がおっしゃったとおり、届出に関しては出生から2週間という取決めがありますので、3月の末までの支給に間に合う範囲で、出生の場合は3月中旬頃までの受付とし、事務取扱したいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） まず、カフェスペースの収支計画をきちんと立てるべきではというところなのですが、当初、令和5年についてはプレオープンということで、飲物もセルフサービスで無料で休憩所のような形で使っていただくことを想定しております。将来的に有料で営業する形でカフェを運営するとなった際には、きちんとした計画を持って実行するべきだと考えております。

2階のくつろぎスペース、かなり広いスペースを確保しているのですが、隣に木のおもちゃ館という子どもの遊び場のスペースも設けております。なので、保護者が子どもを連れて遊びに来て、保護者も一緒に休めるような使い方を想定しています。

そのほか、まだ用途を決めていない部屋もあるのですが、この辺もプレオープンして皆さんに使っていただきながら、いろいろなご意見も取り入れて用途をこれから検討していきたいと考えております。

あと、ストーブを各部屋に11基つけるというところなのですが、このプロジェクトの大きな目標の中に林業振興につなげるというところがあります。まきストーブとペレットストーブを導入して、カーボンニュートラルを目指してというところも利用者にアピールしていきたいと考えておりますし、あと、いかに人を集めるかという部分でこの辺、まきストーブだったり、ペレットストーブも人を呼び込むための魅力の一つになるのかなと考えております。

あと、少人数でなかなか作業が進まないのではというご指摘もあったのですが、このプロジェクトを着実に進めることによって、これから多くの人に関わってもらって、多くの人だったり団体を巻き込んでこのプロジェクトをより成長させていくことができればと考えておりますし、現在も役場職員だけではなくて森林組合や商工会の職員も交えて自主施工の作業をやっているところでもありますので、そういった地道な作業も含めて着実に進めていきたいと考えております。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 介護職員数について、すみません、聞き漏らしがあって申し訳ありませんでした。平成27年度、22名、フルタイムの内訳、正職員が8名、会計年度のフルタイムが14名、計22名という内訳になっております。

続きまして、今後、後期高齢者がピークに達したときに待機者が増加したときの対応ということ

だったのですけれども、これまで説明した重複になりますけれども、広尾町では2030年に75歳がピークを迎えます。今後その方たちが介護度がついたりということも予測されるのですけれども、その人口自体が減少していくわけで、そういった待機者の状況を踏まえても今後増加するという見込みが推測なされていない部分から、今のところ29床というのが適切な施設規模と判断しております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今、介護職員数の関係で、令和4年度末では正職員2名、会計年度職員が9名ということだったのですけれども、平成27年度の正職員が8名ということを見ると大幅に減少しております。このことについては、私も以前から介護職員の正職員化という形で取り上げさせていただいています。3月の町長の私の質問に対する答弁で、令和4年度には1名が正職員として採用となっており、今後も引き続き介護職員の人材確保に努めてまいりますということの答弁をいただいております。

実は私、士幌町ですとか、豊頃町、陸別町の施設長にそれぞれお聞きしたのですけれども、とりわけ士幌町は町立の特養施設なのですけれども、定数が107名ということで、その施設長が言っていましたけれども、今の時代の福祉施設職員について、正職員で採用しなかったら集まってきませんと。それでも大変人材確保に苦労していますという話をしていたのです。私、もう少し正職員の比率が上がっているのかなと思ったら、この7年、8年で8名が2名にまで減っているということを見ると、やっぱりここをきちっと対応していかないと、これからますます厳しくなっていくのではないかなと。全体の職員も令和4年度末11名、令和3年度が12名、令和2年度が14名ということで、常勤職員の数も全体の数が減ってきているということを見ると、今、早期にそういった体制立て直しといいますか、まさしく正職員の確保をして人材確保に努めていくということに徹しなければ、今後の運営がますます厳しくなるのかなというふうに思うのですけれども、その点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 介護職員の正職員の常勤職員の比率の割合でご質問いただきましたけれども、数につきましては前崎議員おっしゃったとおりの経過でございます。

この間、議会、予算、決算委員会含めて議員のほうからもいろんなご指摘もいただきながら、介護職員の正職員化という部分につきましても、2年前でしょうか、から介護福祉士の有資格者について正職員化を図っているところでございます。これについては、当然ほかからというか、新規の採用ももちろんですけれども、今、会計年度任用職員として任用している職員についても門戸を広げて正規職員として採用するという形で進めているところであります。

議員いろいろご心配のところでありまして、今、50床の特養の入所定員に対して、正職員、そ

れから会計年度任用職員合わせて常勤職員で11名、そしてパートの会計年度11名でやりくりをしながら回しているような状況でございまして、今後、今ご提案させていただいております地域密着型の29床の特養の関係で運営するというふうになれば、正職員というか、常勤職員で少なくとも15名ないし休暇等の人員交代も含めれば、20名程度の職員が必要になってくるというふうに考えておりますので、今ご指摘のあったところも踏まえて、正職員化含めて、あと人材確保の部分で、様々な奨学金制度なども活用しながら、職員の採用に向けて、確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第61号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてと議案第62号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第61号と議案第62号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第61号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてと議案第62号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和5年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時30分